

# 甲子園大学の学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的に関する定め

## 1 趣旨

甲子園大学学則第1条第2項の規定に基づく本学に設置する学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的は、この定めによるものとする。

## 2 教育方針

学則第1条第1項に規定する校訓「黽勉努力、和衷協同、至誠一貫」の建学の精神に基づいて、人格の完成を目指し、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた健全かつ有能な人材を育成することが、本学の教育目的である。この目的を達成するため、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を究明させて、知的、道徳的及び応用的能力を發揮させることを教育方針とする。

## 3 学部・学科の人材養成及び教育研究上の目的

### (1) 栄養学部

栄養学部は、本学の教育方針に則り、医学的、食品学的基礎の上に立って、栄養学の専門理論と技術を教育研究し、その習得と実践によって、人々の栄養改善・健康増進に貢献し、食の諸問題の解決にも寄与し得るレベルの高い管理栄養士・栄養士（栄養学科）と食を創るプロフェッショナル（食創造学科）を育成することを目的とする。

#### ① 栄養学科

##### ア 人材養成の目的

自主的精神に充ち、協調性をもって、人や物事に誠心誠意対処できる能力を有し、栄養学関連の専門的知識を学び実践力を身につけ、医療・福祉、行政、教育、スポーツおよび、研究開発などの分野において、人々の健康増進・疾病予防・栄養改善に貢献し、地域社会のニーズに対応できるプロフェッショナル（管理栄養士・栄養士）を養成する。

#### イ 教育研究上の目的

- (ア) 幅広い科学的知識、社会や自然界の仕組みを学び、自主的精神に充ち、多様な人々と協調して、何事にも誠心誠意対処できる能力を養成する。
- (イ) 栄養学関連の高度な専門的知識と技能を深く学び、能動的に課題を探究することを通じて、その知識や技能を実践的に活用できる能力を養成する。
- (ウ) 様々な職種と連携し、地域と協働するための、コミュニケーション能力を身につけ、地域社会のニーズや課題に対応し、人々の健康増進・疾病予防・栄養改善に貢献できる能力を養成する。

#### ② 食創造学科

##### ア 人材養成の目的

自ら勉め励む自主創造の精神と多様な食の領域に挑戦する好奇心を有し、栄養学をベースとした食に関する専門的かつ実践的な知識・技能の活用を通じて、人や社会の幸福の向上に寄与し、予測困難な時代において、食に関する課題解決ができる実践的人材を養成する。

#### イ 教育研究上の目的

- (ア) 食の多様な領域に挑戦する好奇心を持ち、食に関する幅広い知識を備え、自ら問題を発見し解決できる能力を養成する。
- (イ) 食料生産から消費に至る一連のフードシステムと食に関する経営的視点、食が人に与える心理的側面、栄養学的観点から身体へ与える影響など、食に関する幅広い知識を備え、それらを有機的に関連させることにより、創造的に、食品開発や社会へ提案できる実践的能力を養成する。
- (ウ) 本学の教育の特徴である少人数かつアクティブラーニングにより、企業や地域社会との協働を通じた学びであるプロジェクト実践を通して、食に関する実践的な知識や技術を活用し、地域の振興、活性化に貢献できる能力を養成する。
- (エ) 社会に向き合い、様々なニーズや課題を発見し、それらに対応し、自ら仕事を生み出していく力を養成する。

## （2）心理学部

心理学部は、本学の教育方針に則り、現代社会を構成する様々な人々の「こころ」の問題に取り組み、社会に貢献できる人材育成をすることを目的とする。

### ① 現代応用心理学科

現代応用心理学科は、心理学の基礎知識を学ぶとともに、「発達心理学」「臨床心理学」「健康・スポーツ心理学」「ビジネス心理学」「犯罪心理学」「現代メディア心理学」の6つの視点から、複雑で多様化する現代社会で生活する人たちの心の問題に取り組むことのできる専門的な職業人を育成することを目的とする。

## 4 改廃

この定めに関する改廃は、評議会の議を経て、学長が行う。

### 附 則

この定めは、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この定めは、平成23年4月1日から施行する。
- 2 現代経営学部及び人文学部に関する定めについては、当該学部が廃止されるまで、なお従前のとおりとする。

### 附 則

この定めは、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この定めは、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この定めは、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この定めは、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この定めは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定めは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定めは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。